

## 業務実施契約書（単独型）

- 1 業務名称 ○○○○○○○○○プロジェクト（＜担当分野＞）（第●期）
- 2 対象国名
- 3 履行期間 (西暦で記入) 年 月 日から  
(西暦で記入) 年 月 日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる文書により構成される。

- (1) 業務実施契約（単独型）約款（ただし、本契約書本体第○条により変更される部分を除く。）
- (2) 附属書Ⅰ「仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

### （監督職員等）

第2条 業務実施契約（単独型）約款第5条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : ( 部 課の課長又は 事務所の次長)
- (2) 分任監督職員 : ( 事務所の次長又は 部 課の課長)

※ 2014年8月組織変更によりチーム制が導入された部署については、「○○部○○グループ○○チームの課長」と記載する。

※ 分任監督職員を置かない場合は、「(2) 分任監督職員：なし」とする。

※ 契約期間を分割して個別に契約書を締結する場合。

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅰ「仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅰ「仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約の終了後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結して実施するものとする。

<例>

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅰ「仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第1期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第1期：2012年12月～2013年11月
- (2) 第2期：2013年12月～2014年11月
- (3) 第3期：2014年12月～2015年8月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅰ「仕様書」に分割して記載されている業務のうち、第2期及び第3期に係る業務について、本契約の終了後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結して実施するものとする。

※ 業務実施契約約款の条文の一部を変更して適用する必要のある場合。

(業務実施契約約款の変更)

第〇条 本契約においては、業務実施契約（単独型）約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

<例>

- (1) 第24条（成果品及び資料等の取扱い）

第〇項を以下の通りとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・。

- (2) 第〇条（□□□□□）

条全体を削除する。

※ 受注者が法人ではなく、個人コンサルタントである場合。

(前払金条項の変更)

第●条 業務実施契約（単独型）約款第15条第1項から第4項までを削除し、次の各号の規定を挿入する。

- (1) 第1項

受注者は、発注者に対して、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」に定める旅費（航空賃）及び旅費（その他）（以下、併せて「旅費」という。）に限り、前払金の支払を請求することができる。

- (2) 第2項

前項の前払金の範囲は、業務従事者の現地渡航の都度、当該現地渡航に係

る旅費とする。ただし、一回の渡航で渡航前に前払できる限度額は、旅費（航空賃）と6ヶ月分の旅費（その他）とし、旅費（その他）の残額は、渡航6ヶ月経過後に請求できるものとする。

(3) 第3項

発注者は、第1項の規定による前払金の請求があったときは、審査のうえ、受注者が請求した日から起算して30日以内に支払うものとする。

※（契約履行期間が12ヵ月を越え、）前金払の上限額に制限を設ける場合。

（前金払の上限額）

第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第15条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

(1) 第1回（契約締結後）：契約金額の●●%を上限とする。

(2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の〇〇%を上限とする。

(3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の◎◎%を上限とする。

※ 部分払を行う場合。

（部分払）

第●条 業務実施契約（単独型）約款第16条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次現地業務の完了  
（成果品：第〇次現地業務報告書）

(2) 第2回部分払：第△次現地業務の完了  
（成果品：第△次現地業務報告書）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

（西暦で記入）年 月 日

発注者  
東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理 事 ○○ ○○

受注者  
<住所>  
<組織名>  
<代表者役職名> ○○ ○○